

履帯等の管理要領について（通達）

昭和 44 年 6 月 4 日
陸幕武第 321 号

改正 昭和 48 年 3 月 7 日陸幕武第 122 号 昭和 53 年 1 月 13 日陸幕監理第 1 号
平成 2 年 5 月 22 日陸幕武化第 281 号 平成 10 年 3 月 26 日陸幕武化第 172 号

各方面総監
富士学校長
高射学校長
武器学校長 殿
輸送学校長
化学学校長
補給統制本部長

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規 75）

履帯等の管理要領について（通達）

標記について、昭和 44 年 7 月 1 日以降下記により実施されたい。

なお、35. 10. 13 陸幕発武第 677 号「車両用履帯の管理要領等に関する通達」
（例規 75）は、昭和 44 年 6 月 30 日限り廃止する。

記

- 1 目的
装軌車用履帯等（ゴムパットを含む。以下同じ。）の使用及び後送等に関する必要な事項を定め履帯等の適切な管理を図る。
- 2 使用
履帯等の使用については、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 8 条及び第 15 条並びに車両制限令施行規則（昭和 36 年建設省令第 28 号）第 3 条によるほか関係教範等によるものとする。
- 3 充足基準及び保有基準
履帯等の保有については、次の各号による。
 - （1） 使用部隊等の充足基準
補給カタログ車 C にかかわらず年度ごとに示す履帯等充足基準による。
 - （2） 野整備部隊の保有基準

陸上自衛隊補給管理規則（陸上自衛隊達第71—5号）第20条第2項にかかわらず支援車両数の5%とする。ただし、支援車両数が10両に満たない場合は保有しないものとする。

4 その他

細部については関係規則によるほか、補給統制本部長の示すところによる。